

## 第2期地方版総合戦略の策定について

## 1経過

- 笠置町では、平成28年1月に「笠置町まち・ひと・しごと創生戦略」(以下、「総合戦略」という。)を策定し、地方創生事業に取り組んできたところです。
- 本年2月に開催した「わかさぎの羽ばたくまち笠置創生委員会」において、総合計画と内容の整合性を図るため、総合戦略の計画期間を、令和3年3月末までに延長しました。

## &lt;参考:地方創生及び総合戦略とは&gt;

地方創生とは、日本が直面する人口減少・少子高齢化という課題に対し、政府一体となって取り組み、将来にわたって活力ある日本社会を維持する観点から、2014年9月、内閣にまち・ひと・しごと創生本部が設置され、同年12月には、5か年(2015年度～2019年度)の目標や施策の基本的方向及び具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定された。

地方公共団体においても、国の創生総合戦略を勘案した『地方版総合戦略』を策定し、地域の実情に応じた取組を実施する場合は、国による情報、人材及び財政の3つの側面からの支援を受けることが可能となる。

## 2策定の方向性について

- 同戦略は、人口減少や、東京圏への一極集中がもたらす危機を克服することを目的としており、当町の抱える課題と深く関連していることから、総合計画と一体的な議論が必要であると考えられることから、総合計画審議会において御議論をお願いしたい。
  - 同戦略の策定にあたっては、内閣府が示している「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」において、住民・産業界・関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア・土業の参画が重要とされていることから、「笠置町総合計画審議会設置条例」(昭和60年条例第8号)第6条の規定に基づく小委員会を設置し、対応することとしたい。
- なお、運営については、新型コロナウイルス感染症の状況も鑑み、書面協議等による対応も検討する。